

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に関する特約条項  
(役務の提供に係る契約)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第2条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算における本契約の契約金額について減額又は削除があった場合、委託者は本契約を変更又は解除することができる。